9 ［略］	
10 ［略］	
11 ［略］	
12 ［略］	
13 ［略］	
14 ［略］	
15 平成二十六年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成三十年十月一日	
［略］	
七　特例としての在留資格の変更の手続	
第五　特例としての在留資格の変更の手続	
一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。	
［1～7　略］	
8 平成二十七年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成三十年度看護師試験	
9 ［略］	
10 ［略］	
11 ［略］	
12 ［略］	
13 ［略］	
14 ［略］	
15 平成二十六年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成三十年度介護福祉士試験	
［二・三　略］	
四　一又は三の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者であって、看護師の資格又は介護福祉士の資格を取得してインドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士としての活動を行おうとするものは、指針第五の三の2又は四の2に定める手続により在留資格の変更の許可を受けるものとする。	
備考　表中の「一」の記載は注記である。	

8 ［同上］	
9 ［同上］	
10 ［同上］	
11 ［同上］	
12 ［同上］	
13 ［同上］	
［加える。］	
七　［同上］	
第五　特例としての在留資格の変更の手続	
一　第三のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。	
［1～7　同上］	
［加える。］	
8 ［同上］	
9 ［同上］	
10 ［同上］	
11 ［同上］	
12 ［同上］	
13 ［同上］	
［加える。］	
15 平成二十六年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成三十年度介護福祉士試験	
［二・三　同上］	
四　一又は三の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者であって、看護師又は介護福祉士の資格を取得してインドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士としての活動を行おうとするものは、指針第五の三の2又は四の2に定める手続により在留資格の変更の許可を受けるものとする。	

○法務省告示第百六十四号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月三十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　目的	第一　目的
この告示は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書八第一部第六節1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十一年度から平成二十七年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したフィリピン人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間	この告示は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書八第一部第六節1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十一年度から平成二十六年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士国家試験を受験したフィリピン人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在